

## 運営協議会における合意形成のあり方検討会 第3回議事概要

日時： 平成23年3月2日（水） 17:00～19:00

場所： 中央合同庁舎3号館（国土交通省）8階 国際会議室

秋山座長の開会宣言。事務局より資料説明を行い、意見交換が行われた。  
概要は以下のとおり。

- 自家用有償旅客運送がタクシーの需要に影響を与えているかについては、車両数、輸送回数等の推移を見た限りにおいては判断しがたい。データの調査方法については今後の課題として残しておきたい。
- 旅客の範囲については、要介護（支援）認定の際に「移動困難」についても含めて認定を行う方法や、各市町村に在籍する医療的専門知識を有する保健師等が「移動困難」についての適否を判定する方が望ましいのではないか。そのためには、市町村の事務担当者や保健師等の協力体制を敷くことが必要。
- 運営協議会では、必要性の議論を行った上で、運送の対価や運送の区域の議論を行うべきではないか。必要性の議論については、当該地域の運送がバス・タクシーで足りているかを確認し、足りていないのであれば自家用有償旅客運送の必要性があると判断される。また、必要があると見込まれるのに合理的な理由なく、運営協議会を設置していないような地域には、運輸支局から働きかけを行う必要があるのではないか。
- ローカルルールについては、合理的なルールと不合理なルールがあり得るが、不合理なルールについては内容を精査し、場合によっては運輸支局から是正をするなどの改善が必要ではないか。
- 運輸支局は、運営協議会の議事や制度の説明などに積極的に関与し、運営協議会での協議を適切なものとするため、主宰市町村との協力体制を敷くことが大事ではないか。
- 主宰市町村は、当該地域の交通全体を考える必要があるため、運営協議会には、福祉の担当者だけでなく、交通部局の担当者も出席させる方が好ましいのではないか。また、市町村の担当者と制度を所管する運輸支局の担当者の双方について、自家用有償旅客運送制度の習熟を図ることが必要ではないか。
- 運営協議会の主宰者については、市町村が福祉政策の一つとして、移動制約者の移動の確保を図ることが重要であり、NPO等が行う福祉有償運送は福祉交通であることから、市町村が中心となって施策を講じていくこととともに、交通を専門としている運輸支局がそれを支えていくべきではないか。